

平成24年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																	
<p>◎予算 (2件) 総務部</p> <p>◎条例案 (8件) 総務部</p>	<p>【1】 平成24年度三重県一般会計補正予算(第3号) (宮川ダムゲートの災害復旧工事、首都圏営業拠点の整備及び放課後児童クラブの運営に対する補助金の増額等に伴う補正予算 約10億6千万円)</p> <p>【2】 平成24年度三重県電気事業会計補正予算(第1号) (宮川ダムゲートの災害復旧工事に伴う補正予算 約2億5千万円)</p> <p>【3】 三重県条例の一斉点検・見直しに伴う関係条例の整理に関する条例案</p>	<table border="1" data-bbox="726 448 1497 716"> <tr> <td>予 算</td> <td>2 件</td> <td rowspan="5">議案15件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>5 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>4 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>23 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>43 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>県の条例の一斉点検・見直しにより、存続させる必要のなくなった条例を廃止するとともに、関係条例の規定を整理するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <p>(1) 存続させる必要のなくなった次の条例については廃止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 日本国との平和条約の効力発生に伴う職員の懲戒免除および出納長等の賠償の責任に基く債務の免除に関する条例 イ 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の特例を定める条例 ウ 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基く債務の免除に関する条例 エ 三重県技能習得資金貸付条例 <p>(2) 次の条例について、事業等の改廃に伴う規定の整理、表現の明確化等のための字句の整理又は法令等の引用条項等の整理のため一部改正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 三重県災害対策本部に関する条例 イ 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例 ウ 三重県石油コンビナート等防災本部条例 エ 県吏員職員退職諸給与支給条例 オ 三重県財政状況の公表に関する条例 カ 三重県特別会計条例 キ 三重県手数料条例 ク 三重県准看護師試験委員条例 ケ 三重県魚介類行商営業条例 コ 三重県衛生関係試験委員設置条例 サ 三重県青少年健全育成条例 シ 三重県社会福祉士及び介護福祉士修学資金返還免除に関する条例 ス 三重県公衆浴場法施行条例 セ 三重県感染症診査協議会条例 ソ 三重県社会福祉審議会条例 	予 算	2 件	議案15件	条 例 案	8 件	その他議案	5 件	認 定	4 件	報 告	23 件	提 出	1 件		計	43 件	
予 算	2 件	議案15件																	
条 例 案	8 件																		
その他議案	5 件																		
認 定	4 件																		
報 告	23 件																		
提 出	1 件																		
計	43 件																		

	<p> タ 理容師等の衛生上必要な措置に関する条例 チ 美容師等の衛生上必要な措置に関する条例 ツ 三重県環境衛生適正化審議会条例 テ 三重県国民健康保険広域化等支援基金条例 ト 三重県消費生活条例 ナ 三重県生活環境の保全に関する条例 ニ 酪農振興法第二十一条の規定に基づく生乳取引契約に係る紛争当事者等として出頭した者に対する費用弁償支給条例 ヌ 三重県国営土地改良事業負担金等徴収条例 ネ 三重県中小企業調停審議会設置条例 ノ 三重県職業能力開発審議会条例 ハ 建築士法第十条の規定に基づく参考人に対する費用弁償支給条例 ヒ 三重県建築審査会条例 フ 建設業法第三十二条に基づく参考人に対する費用弁償支給条例 ヘ 三重県港湾施設管理条例 ホ 三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例 マ 三重県河川流水占用料等徴収条例 ミ 三重県公営企業の設置等に関する条例 ム 三重県水道供給条例 メ 市町村立学校職員退職年金および退職一時金支給条例 モ 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 ヤ 三重県立特別支援学校条例 ユ 三重県高等学校等修学奨学金返還免除に関する条例 ヨ 三重県高等学校等修学奨学基金条例 ラ 三重県人事委員会設置条例 リ 三重県人事委員会が職権で喚問した証人の費用弁償についての条例 ル 三重県警察関係手数料条例 </p>	
	<p> < 参考 > </p> <p> ○ 条例の一斉点検・見直し </p> <p> 1 趣旨 制定から相当の年数を経過した条例の中には、制定後の社会情勢の変化に対応できていないものがあると考えられることから、行財政改革取組の一環として、県条例の適時性を確保するために、原則として全ての条例を対象に一斉に点検・見直しを行うものである。 </p> <p> 2 点検・見直しの方法 </p> <p> (1) 対象とする条例 平成24年4月1日(基準日)現在の条例(381件)で、公布後3年以内のもの及び議員提案に係るものを除く全ての条例(326件)を対象とするものである。 </p> <p> (2) 点検・見直しの視点 必要性、適法性、有効性、効率性、公平性等の視点から点検・見直しを行うものである。 </p>	
<p>健康福祉部</p>	<p> 【4】 三重県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定める条例案 </p>	<p> 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備等に関する政令等による食品衛生法施行令等の一部改正に鑑み、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものである。 (平成25年4月1日から施行) </p>

農林水産部	<p>【5】 三重県指定猟法禁止区域等の区域内に設置する標識の寸法を定める条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正等に鑑み、指定猟法禁止区域等の区域内に知事が設置する標識の寸法を定めるものである。 (平成24年11月1日から施行)</p>
総務部	<p>【6】 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>職員が東日本大震災に対処するため警戒区域等において作業に従事した場合の危険作業手当について、区分及び額の上限を改正するものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 職員が東日本大震災に対処するため警戒区域等で作業した場合の危険作業手当について、新たに東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内における作業が想定されるため、対象とする作業の区分及び額の上限を改正する。</p>
健康福祉部	<p>【7】 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正等に鑑み、規定を整備するものである。 (平成25年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容) ・ 条例の対象となる特定施設に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の規定による特定道路及び特定公園施設を加える。 ・ その他規定を整備する。</p>
<p><参考></p> <p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第10条 道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路(以下この条において「新設特定道路」という。)を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例(国道(道路法第3条第2号の一般国道をいう。以下同じ。)にあつては、主務省令)で定める基準(以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。 3 道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 4 道路管理者は、その管理する道路(新設特定道路を除く。)を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 5 (略)</p> <p>第13条 公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設(以下この条において「新設特定公園施設」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例(国の設置に係る都市公園にあつては、主務省令)で定める基準(以下この条において「都市公園移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。 2 前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。 3 公園管理者は、新設特定公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による許可の申請があつた場合には、同法第4条に定める基準のほか、都市公園移動等円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、公園管理者は、当該新設特定公園施設が都市公園移動等円滑化基準に適合しないと認めるときは、同項の規定による許可をしてはならない。 4 公園管理者等は、その管理する新設特定公園施設を都市公園移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。 5 公園管理者等は、その管理する特定公園施設(新設特定公園施設を除く。)を都市公園移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>		

<p>健康福祉部 つづき</p>	<p>【8】 三重県立草の実リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の一部改正等に鑑み、関係規定を整備するものであ (平成25年4月1日(一部平成26年4月1日)から施行) (主な改正内容) (1) 障害者自立支援法の一部改正による題名の改正等に伴い、次に掲げる条例について関係規定を整備する。 ①三重県立草の実リハビリテーションセンター条例 ②議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 ③三重県身体障害者総合福祉センター条例 ④旅館業法施行条例 ⑤三重県障害者介護給付費等及び障害児通所給付費等不服審査会条例 (2) その他関係規定を整備する。</p>
	<p>＜参考＞</p> <p>○ 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要 (1) 題名 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正 (2) 基本理念 法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに位置付け。 (3) 障害者に対する支援 ①重度訪問介護の対象拡大 ②共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ③地域移行支援の対象拡大</p>	
	<p>【9】 三重県国民健康保険調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>国民健康保険法の一部改正に鑑み、調整交付金の配分割合等について改正を行うものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) (1) 調整交付金の総額を、法第72条第2項第1号に規定する算定対象額の100分の9(現行100分の7)に相当する額に改める。 (2) 地域普通調整交付金及び地域特別調整交付金の総額を、それぞれ次のとおりとする。 ア 地域普通調整交付金の総額を、調整交付金の総額の9分の6(現行7分の6)に改める。 イ 地域特別調整交付金の総額を、調整交付金の総額の9分の3(現行7分の1)に改める。 (3) その他規定を整備する。</p>
	<p>＜参考＞</p> <p>○国民健康保険法 (調整交付金等) 第72条の2 都道府県は、当該都道府県内の市町村が行う国民健康保険の財政を調整するため、政令の定めるところにより、条例で、市町村に対して都道府県調整交付金を交付する。 2 前項の規定による都道府県調整交付金の総額は、算定対象額の百分の九に相当する額とする。 3 (略)</p>	

<p>県土整備部</p>	<p>【10】 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>松阪都市計画区域、嬉野都市計画区域及び三雲都市計画区域が松阪都市計画区域に変更されたことに伴い、規定を整理するものである。</p> <p>(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正内容) 区域区分が定められていない都市計画区域のうち、知事の許可を要しない開発行為の規模を1,000㎡未満とする都市計画区域から、三雲都市計画区域を削る。</p>
<p>◎その他議案 (5件) 防災対策部</p>	<p>【11】 工事請負契約の変更について</p>	<p>三重県防災通信ネットワーク更新工事(衛星系)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 三重県内全域 ○ 契約金額 変更前 2,306,638,950円 変更後 2,479,472,100円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 名古屋市中区橋二丁目3番33号 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社中部社 社長 山口 和洋 ○ 工事の概要 衛星地球局アンテナ装置、送受信装置等更新工事
<p>県土整備部</p>	<p>【12】 工事請負契約の変更について</p>	<p>一般国道311号遊木バイパス道路改良(遊木トンネル(仮称))工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 熊野市遊木町地内～新鹿町地内 ○ 契約金額 変更前 1,659,000,000円 変更後 1,622,090,400円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市大倉19番1号 日本土建・日本土木工業・井本組特定建設工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 取締役社長 田村 欣也 ○ 工事の概要 トンネル工 L=717m 道路工 L=30m

<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【13】 工事請負契約の変更について</p>	<p>宮川流域下水道(宮川処理区)宮川幹線(第12工区)管渠工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 場所 度会郡玉城町佐田地内～勝田地内 ○ 契約金額 変更前 885,832,500円 変更後 885,371,550円 ○ 契約方法 随意契約 ○ 請負者住所氏名 津市西丸之内21番19号 熊谷・西邦・山野特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社熊谷組三重営業所 所長 押田 哲男 ○ 工事の概要 施工延長 1,525m シールド工 1,520m (セグメント外径 1,800mm) 人孔工 5基 立坑工 5箇所
<p>地域連携部</p>	<p>【14】 財産の取得について</p>	<p>電子県庁・電子自治体推進事業用機器の購入 (職員に配備したパソコンを更新するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金額 123,900,000円
<p>企業庁</p>	<p>【15】 平成23年度三重県工業 用水道事業会計未処分 利益剰余金の処分について</p>	<p>地方公営企業法第32条第2項の規定に基づくもの。</p>

<p>◎認定 企業庁 (4件)</p>	<p>【16】 平成23年度三重県水道 事業決算</p> <p>【17】 平成23年度三重県工業 用水道事業決算</p> <p>【18】 平成23年度三重県電気 事業決算</p>	<p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p> <p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>
-----------------------------	--	---

<p>病院事業庁</p>	<p>【19】 平成23年度三重県病院 事業決算</p>	<p>地方公営企業法第30条第4項の規定に基づくもの。</p>
<p>◎報告 (23件) 県土整備部</p>	<p>【20】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含 む。))について)</p>	<p>県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p>
<p>健康福祉部</p>	<p>【21】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【22】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成23年10月5日伊賀市西明寺地内の県道上野大山田線において発生した伊賀児童相談所に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,883,489円</p> <p>平成24年3月27日津市大谷町地内の市道において発生した障害者相談支援センターに係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 69,300円</p>

<p>農林水産部</p>	<p>【23】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p> <p>【24】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p> <p>【25】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成24年2月24日四日市市久保田地内の市道において発生した四日市農林商工環境事務所(農政・普及室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 241,080円</p> <p>平成24年5月7日松阪市殿町地内の市道において発生した農林水産部(森林・林業経営課)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 139,335円</p> <p>平成24年6月13日熊野市木本町地内の市道において発生した熊野農林商工環境事務所(森林・林業室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 29,400円</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【26】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成24年3月12日津市河芸町三行地内の県道三行庄野線において発生した津建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 171,434円</p>

<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【27】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年3月21日松阪市大河内町地内の国道166号において発生した松阪建設事務所(事業推進室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 79,265円</p>
	<p>【28】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年5月9日津市一志町井関地内の市道において発生した津建設事務所(保全室)に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 85,615円</p>
<p>教育委員会</p>	<p>【29】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年5月29日伊賀市西明寺地内の給油所において発生した県立伊賀白鳳高等学校に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 254,100円</p>
<p>警察本部</p>	<p>【30】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成23年8月4日四日市市三栄町地内の市道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 1,418,621円</p>

<p>警察本部 つづき</p>	<p>【31】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【32】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【33】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p> <p>【34】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年1月8日伊勢市小俣町元町地内の県道伊勢小俣松阪線において発生した伊勢警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 6,600円</p> <p>平成24年2月27日四日市市波木町地内の駐車場において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 97,814円</p> <p>平成24年3月10日愛知県一宮市今伊勢町地内の市道において発生した四日市北警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 507,962円</p> <p>平成24年3月21日愛知県安城市横山町地内の県道岡崎刈谷線において発生した四日市西警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 57,270円</p>
---------------------	---	---

<p>警察本部 つづき</p>	<p>【35】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年5月2日津市河芸町北黒田地内の国道23号において発生した警備第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 455,800円</p>
<p>県土整備部</p>	<p>【36】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年4月23日四日市市水沢町地内の国道306号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 5,325円</p>
	<p>【37】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年4月23日四日市市水沢町地内の国道306号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 29,922円</p>
	<p>【38】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及 び和解について)</p>	<p>平成24年4月23日四日市市水沢町地内の国道306号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 24,774円</p>

<p>県土整備部 つづき</p>	<p>【39】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成24年4月23日四日市市水沢町地内の国道306号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 4,063円</p>
	<p>【40】 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)</p>	<p>平成24年5月4日名張市黒田地内の国道165号において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 31,500円</p>
<p>警察本部</p>	<p>【41】 議会の議決すべき事件以外の契約等について</p>	<p>県が賃借人となる予定価格7千万円以上の賃貸借の契約</p> <p>【契約名称】三重県交通管制センター上位装置賃貸借契約 【履行場所】三重県警察本部交通部交通規制課交通管制センター 【契約金額】41,999,580円 【契約方法】一般競争入札 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 穂積 孝一 【契約締結の年月日】平成24年6月20日 【契約期間】平成24年6月20日から 平成30年2月28日まで</p>

<p>企業庁 病院事業庁</p>	<p>【42】 平成23年度決算に係る資金不足比率(企業会計分)について</p>	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの。</p>
<p>◎提出 (1件) 健康福祉部</p>	<p>【43】 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項及び同法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の規定により、公立大学法人三重県立看護大学及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターの経営状況を説明する書類を提出するものである。</p>